

事務事業名		自立支援医療給付事業				担当		健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係				
政策名		C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号		0285-83-8129			
施策名		3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業					
関連個別計画						事業期間		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返（開始年度 昭和38 年度～） ☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）				
法令根拠		障害者総合支援法、真岡市自立支援医療（育成医療）支給事務取扱要綱										
予算科目		1.一般会計	3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費							
事業概要		更生医療 身体障害者手帳を所持している障がい者に対して、生活上の便宜を増すために、障がいを経減するためや機能を回復するための医療の自己負担分と入院時の食事療養費を給付する。 対象者は、対象疾病（人工血液透析、心臓手術（ペースメーカー等）、人工関節、口蓋裂など）の身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の障がい者であって、給付を申請する更生医療の内容に合致した障がい認定を受けている者である。 育成医療 18歳未満の障害児に対し、生活の能力を得るために、障がいを経除、軽減する手術等の医療の自己負担分と治療用具費を支給する。										

① 手段（主な活動） 28年度実績 更生医療： 対象者から申請受付→県の判定機関で認定→医療受給者証を交付→医療機関で受診→給付 育成医療： 対象者から申請受付→認定嘱託医による認定→医療受給者証を交付→医療機関で受診→給付 29年度計画 前年度と同様	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 更生医療の給付を申請した人数	人	277	248	282	299	310
	イ 育成医療の給付を申請した数	人	53	47	52	37	40
	ウ 給付額	千円	131,132	137,761	150,703	134,434	166,690
	エ						
	オ						
② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 更生医療の給付により、障がいの軽減、改善が見込まれる１８歳以上の身体障害者 育成医療の給付により、障がいの軽減、改善が見込まれる１８歳未満の身体障害児	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 障がいの軽減改善が見込まれる障がい者の人数（更生医療）	人	277	248	282	299	310
	イ 障がいの軽減改善が見込まれる障がい者の人数（育成医療）	人	53	47	52	37	40
	ウ						
	エ						
	オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 更生医療及び育成医療の給付による障がいの軽減改善を図るとともに、障がい児・者の経済的負担の軽減を図る。	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 更生医療の給付を受けた人数	人	277	248	282	299	310
	イ 育成医療の給付を受けた人数	人	53	47	52	37	40
	ウ						
	エ						
	オ						
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 精神的、身体的、経済的に自立してもらう。 積極的に社会参加してもらう。	⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 給付資格者が医療費の軽減を受けた割合	%	100	100	100	100	100
	イ 医療費の給付を受けて社会参加できた障がい者の割合	%	100	100	100	100	100
	ウ						
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移				単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	65,161	67,386	74,644	67,217	80,514
			県支出金	千円	33,345	34,285	37,322	33,608	40,257
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	33,472	36,937	39,600	34,469	40,257
			事業費計 (A)	千円	131,978	138,608	151,566	135,294	161,028
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	910	910	920	920	920
			人件費計 (B)	千円	3,698	3,841	3,855	3,821	3,821
				トータルコスト(A)+(B)	千円	135,676	142,449	155,421	139,115

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	身体障害者福祉法に基づき、障がい者更生援護を目的として開始された。 児童福祉法に基づき、障がい児の更生援護を目的として開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは５年前と比べてどう変わったのか？	対象者数が増加している。 平成１８年４月の障害者自立支援法の施行により、更生医療（市）・育成医療（県）・精神通院医療（県）が自立支援医療費に一本化され、原則１割の自己負担となった。 平成２２年４月から、身体障害者福祉法に肝臓機能障害が追加されたことに伴い、肝臓機能障害も更生医療の対象となった。 平成２５年４月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成２５年４月から、権限移譲により、障がい児を対象とした育成医療が市の業務となった。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 障がい者の経済負担の軽減改善、障がい者の自立と社会参加の支援に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に定められており妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 対象範囲について障害者総合支援法に定められており妥当である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 障害者総合支援法に定められた範囲で実施しており、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 障害者総合支援法に定められており、廃止休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 障害者総合支援法に定められており、削減することができない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で事務処理しているため、削減できない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に定められており、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								